

平成 29 年 4 月 1 日より総合事業サービスを実施する場合の事業者指定について (南河内広域圏内の事業者向け)

平成 29 年 2 月より、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定の申請を受付けています。

指定申請の対象となる事業

【相当サービス事業】

- ・介護予防訪問介護相当サービス事業
- ・介護予防通所介護相当サービス事業

【サービスA事業】

- ・訪問型サービスA事業
- ・通所型サービスA事業

指定申請の要否について

	平成 27 年 3 月 31 日以前に 介護予防訪問・介護予防通所 の指定を受けた事業者	平成 27 年 4 月 1 日以降に 介護予防訪問・介護予防通 所の指定を受けた事業者	介護予防訪問・介護 予防通所の指定を受 けていない事業者
相当サービス事業	指定申請： 不要 （みなし指定）	指定申請： 要	指定申請： 要
サービスA事業	指定申請： 要	指定申請： 要	指定申請： 要

◆平成 27 年 3 月 31 日以前に介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る事業者指定を受けている指定介護予防サービス事業者は、「相当サービス事業」の「みなし指定」(指定期間 H27.4.1~H30.3.31)を受けているので、相当サービス事業にかかる指定申請は不要です。

◆平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けている事業者は、「みなし指定」を受けていないので事業の実施を希望する場合は、「相当サービス事業」の指定申請が必要です。

◆総合事業の「サービスA事業」については、新たに指定が必要となるので、「みなし指定」の有無に関わらず、事業の実施を希望する事業者は「サービスA事業」の指定申請を事前に行ってください。

◆現在介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けていない事業者で、「相当サービス事業」、「サービスA事業」を実施する場合（単独型）は、新たに指定が必要となるので、各事業の指定申請を事前に行ってください。

指定申請受付期間について

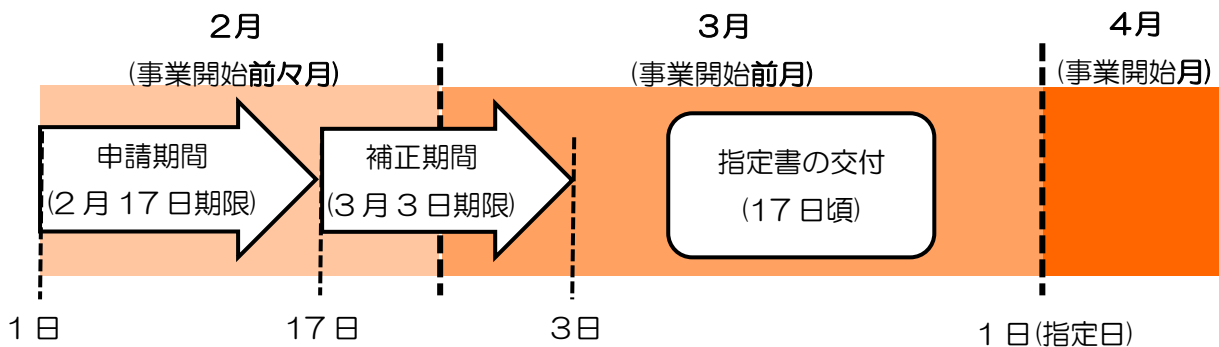
平成 29 年 4 月 1 日から事業を開始する場合は、下記の期間までに申請を行ってください。

● **申請期間：平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 2 月 17 日（金）まで**

- 提出先：河内長野市役所 2 階 いきいき高齢・福祉課
- 郵送不可

※事前に電話で日時をご予約の上、ご来庁ください。（TEL:0721-53-1111）

【指定申請スケジュール】



【「相当サービス事業（単独型）」・「サービスA事業（単独型）」の指定について】

現在、介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けておらず、「相当サービス事業」のみ、「サービスA事業」のみ、あるいは「相当サービス事業及びサービスA事業」の実施を希望される事業者は、上記期間にて申請を受付けますが、指定協議や書類審査期間の関係により、平成 29 年 4 月 1 日指定に間に合わない場合がありますので、予めご了承ください。

提出書類（※南河内広域圏内の事業者向け）

(1) 「みなし指定」を受けている事業者（H27.3.31 までに指定を受けている）

● 「サービスA事業」の指定申請をする場合

- ①河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者 指定申請書（様式第1号）
- ②訪問：訪問型サービスA事業者の指定に係る記載事項（付表2）
通所：通所型サービスA事業者の指定に係る記載事項（付表4）（及び付表4別紙）
- ③誓約書（参考様式9）

(2) 「みなし指定」を受けていない事業者（H27.4 月以降に指定を受けている）

● 「相当事業サービス」の指定申請をする場合

- ①河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者 指定申請書（様式第1号）
- ②誓約書（参考様式9）

●「サービスA事業」の指定申請をする場合

- ①河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者 指定申請書（様式第1号）
- ②訪問：訪問型サービスA事業者の指定に係る記載事項（付表2）
通所：通所型サービスA事業者の指定に係る記載事項（付表4）（及び付表4別紙）
- ③誓約書（参考様式9）

(3) 現在、介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けていない事業者

●「相当サービス事業」の指定申請をする場合

申請様式すべて

●「サービスA事業」の指定申請をする場合

申請様式すべて

手数料について

【相当サービス事業】

●「みなし指定」を受けていない事業者

→今回は不要です。

●現在、介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けていない事業者

→今回は不要です。ただし、平成29年4月以降に指定申請される場合、手数料が必要となります。

<注意>

●「みなし指定」は平成30年3月31日で指定期間が終了するため、平成30年2月頃に本市の「相当サービス事業」の指定の申請が改めて必要となります。なお、その際に手数料はかかりません。

●平成30年度からは指定申請・更新申請いずれにおいても手数料が必要となります。また、他サービスとの同時申請による手数料の減額はありませぬ。

指定申請手数料 1件 30,000円

更新手数料 1件 10,000円

【サービスA事業】

指定の手数料は不要です。

その他注意事項

- ・総合事業にかかる指定については本市にて実施しますが、その他のサービスの指定申請等は、今までどおり南河内広域事務室広域福祉課にて手続きを行ってください。
- ・「みなし指定」を受けていない事業者で、本市以外の市町村が保険者となっている利用者がある場合、事前に当該市町村の指定が必要となりますので、早急にその市町村へ指定の手続きについてお問い合わせください。
※「みなし指定」を受けている事業者についても、念のため当該市町村へ指定の申請が必要かお問い合わせください。